

後期高齢者医療制度の2・3年度保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度では、今後見込まれる医療給付費（総医療費から窓口負担額を除いた額）に見合う保険料収入を確保し、健全な財政運営を維持するため、2年ごとに保険料率の見直しを行っています。

2・3年度の保険料率が次のとおり改定されました。

年間保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となり、個人ごとに計算されます。

2年度の保険料は、8月上旬に郵送でお知らせします。

区分	保険料率 (令和2・3年度)	以前の保険料率 (平成30・令和元年度)	増減幅
均等割額	43,300円	41,600円	+ 1,700円
所得割額	賦課のもととなる所得金額 ※ × 8.23%	賦課のもととなる所得金額 ※ × 7.94%	+ 0.29%
賦課限度額	640,000円	620,000円	+ 20,000円

※総所得金額などから33万円を差し引いた額。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

問 市民部 市民課 ☎82-1112

後期高齢者医療制度の保険料の軽減措置が変わります

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額が基準額以下の場合、次のとおり均等割額は軽減されます。7割軽減の対象の方は、これまで、更に上乗せして軽減（8.5割、9割）されてきましたが、昨年度から段階的に見直しを行っています。また、5割軽減と2割軽減の所得基準が拡大されます。

令和元年度	軽減割合		同一世帯内の被保険者と世帯主の 総所得金額等の合計額
	2年度	3年度～	
8.5割※1	7.75割	7割	【33万円】以下の場合
8割※2 (H30以前9割)	7割	7割	【33万円】以下で、世帯内の全被保険者それぞれの公的年金収入が80万円以下（その他の各種所得がない）の場合
5割	5割	5割	【33万円+28.5万円※3×被保険者数】以下の場合 ※3：変更前の額 28万円
2割	2割	2割	【33万円+52万円※4×被保険者数】以下の場合 ※4：変更前の額 51万円

※1：8.5割軽減の段階的見直し

8.5割軽減の対象の方は、年金生活者支援給付金の支給の対象とならないことなどを踏まえ、元年度は8.5割軽減に据え置かれました。2年度から段階的に軽減割合の見直しを行い、2年度は7.75割軽減が適用されます。

※2：9割軽減の段階的見直し

これまでの9割軽減の区分に該当する方は、元年度においては8割軽減が適用されましたが、2年度以降は7割軽減となります。

なお、これまでの9割軽減の区分に該当する方は、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となる可能性があります。（ただし、課税者が同居している場合は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は納付実績等に応じて異なります。）

※65歳以上（1月1日時点）の方の公的年金所得は、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定しています。また、専従者控除と分離譲渡における特別控除は適用されません。

問 市民部 市民課 ☎82-1112

日曜窓口の業務時間変更のお知らせ

9月1日から日曜窓口の業務時間が変わります。

●日曜窓口の業務時間 午前8時30分～午後0時30分

●主な取扱い業務

(1) 各種証明書の発行・交付

(2) マイナンバーカード申請・交付など（システムメンテナンス時は申請のみ受付）

※木曜日の窓口延長業務は、午後6時30分まで、開設しています。

窓口での3密を避けるためにも、コンビニ交付のご利用をお勧めします。

問 市民部 市民課 ☎82-1112

証明書取得はコンビニ交付が便利でお得！

●コンビニ交付には、マイナンバーカードが必要です。

証明書	窓口料金	コンビニ料金
住民票	300円	150円
戸籍の附票	300円	150円
所得課税証明書	300円	150円
戸籍謄本・抄本	450円	200円
印鑑証明書	300円	150円

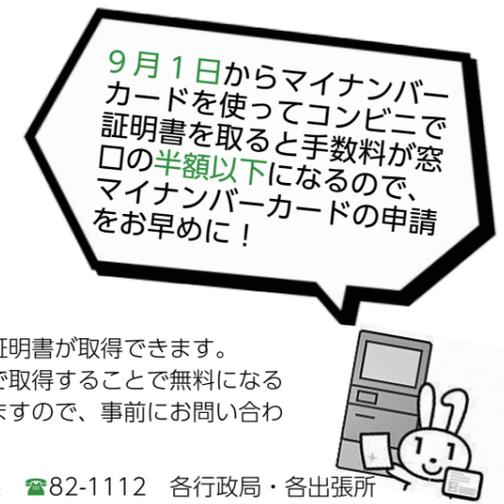
※上記の証明書は全て現在のものに限ります。

※印鑑登録をしている方

※本庁市民課に設置している、窓口申請端末機はコンビニ料金で証明書が取得できます。

※公的年金や児童扶養手当などの手続きに必要な証明書は、窓口で取得することで無料になる場合があります。コンビニで取得する場合は、全て有料となりますので、事前にお問い合わせください。

コンビニ交付・マイナンバーカードの申請は ▶ 問 市民部 市民課 ☎82-1112 各行政局・各出張所



マイナンバーカードでマイナポイント最大5,000円分もらえちゃう！

キャッシュレス決済でチャージまたはお買い物（2万円まで）すると、1人あたり最大5,000円分のマイナポイントがもらえる消費活性化策が始まります。予約数には上限がありますので、お早めに申し込みください。

1 マイナンバーカードを取得しよう！



市役所の窓口申請のほか、郵便申請、オンライン申請ができます。申請～発行までは1カ月程度

2 マイナポイントを予約しよう！



マイナンバーカードと対応するスマートフォンやパソコン（要カードリーダー）で予約できます。

3 マイナポイントを申し込もう！

キャッシュレス決済サービスを1つだけ選択

チャージ or お買い物

今年9月～来年3月末までのチャージ or お買物が対象

選択したキャッシュレスサービスのポイントとしてマイナポイントを付与

マイナポイント事業の詳細内容は ▶



マイナンバー全般の問い合わせ ▶ 問 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178